

証券コード 3630
平成28年3月9日

株 主 各 位

岐阜県岐阜市日置江一丁目58番地
株式会社 電算システム
代表取締役社長執行役員 田中靖哲

第49期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第49期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成28年3月24日（木曜日）午後5時50分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年3月25日（金曜日）午前10時
2. 場 所 岐阜県岐阜市橋本町一丁目10番地11
じゅうろくプラザ 2階 ホール
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 1. 第49期（平成27年1月1日から平成27年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第49期（平成27年1月1日から平成27年12月31日まで）計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件
第7号議案 退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

以 上

＊

◎当日ご出席の場合は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.densan-s.co.jp>) に掲載させていただきます。

【添付書類】

事業報告

(平成27年1月1日から
平成27年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、経済政策及び金融緩和政策、また、円安や原油安等の恩恵もあり、景気は回復基調で推移しております。しかしながら、中国をはじめ新興国の景気減速への警戒感などにより先行きは不透明な状況となっております。

このような経営環境において、当社グループは、新しい価値の創造により、顧客に感動を、社員に夢を、株主に満足をもたらす経営理念のもと、さらなる業容の拡大と成長を志向し、継続的な営業努力と効率的な事業運営に努め、経営計画の達成を目指してまいりました。

この結果、当連結会計年度における売上高は289億56百万円(前年同期比9.3%増)、利益においては、営業利益は10億42百万円(前年同期比9.7%減)、経常利益は10億71百万円(前年同期比7.8%減)、当期純利益は6億60百万円(前年同期比3.6%減)となりました。

当社グループのセグメントごとの業績は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

区 分	第 48 期		第 49 期 (当連結会計年度)		増 減	
	売上高	構成比 (%)	売上高	構成比 (%)	金額	増減率 (%)
情報サービス事業						
S I ・ ソフト開発	8,447	31.9	9,053	31.3	605	7.2
情報処理サービス	3,979	15.0	4,553	15.7	573	14.4
商 品 販 売	1,502	5.7	1,515	5.2	13	0.9
小 計	13,929	52.6	15,122	52.2	1,192	8.6
収納代行サービス事業	12,564	47.4	13,834	47.8	1,269	10.1
計	26,494	100.0	28,956	100.0	2,462	9.3

(情報サービス事業)

情報処理サービスにおいては、各種ギフト処理サービス、請求書作成代行、ネットワーク保守サービスなどの売上が順調に推移し、また、ガーデンネットワーク株式会社を前第4四半期連結会計期間より新たに連結の範囲に含めたことにより石油販売会社向けの業務処理売上などが伸びました。S I・ソフト開発、商品販売においては、Google Appsなどクラウド関連サービスや、オートオークション業務システム、地方公共団体向け機器販売、食材卸業向け基幹システムなどの案件が順調に推移し売上は増加したものの、ソフト開発プロジェクトにて複数の不採算案件の影響などにより利益が減少となりました。

以上の結果、情報サービス事業の売上高は151億22百万円（前年同期比8.6%増）、営業利益は4億84百万円（前年同期比30.5%減）となりました。

(収納代行サービス事業)

収納代行サービス事業においては、地方自治体を含む新規取引先の獲得が順調に推移するとともに、既存取引先の通信販売業者やネットショップでの消費税増税後の反動の影響も一巡したことや個人所得の伸びに支えられ、収納件数は増加いたしました。また、スーパーマーケットやドラッグストア等のチェーン店舗向けの収納窓口サービスの導入店舗数も順調に増加いたしました。

以上の結果、収納代行サービス事業の売上高は138億34百万円（前年同期比10.1%増）、営業利益は5億43百万円（前年同期比6.7%増）となりました。

(2) 資金調達の状況

所要資金は、自己資金及び借入金等で充ちいたしました。

(3) 設備投資の状況

当社グループでは、当連結会計年度において8億17百万円の設備投資を実施いたしました。

設備投資の主な内訳は、有形固定資産として、情報サービス事業の工具器具及び備品2億3百万円、建物及び構築物67百万円、収納代行サービス事業の工具器具及び備品31百万円、全社統括業務の建物及び構築物64百万円、また無形固定資産として、情報サービス事業のソフトウェア3億10百万円、収納代行サービス事業のソフトウェア仮勘定95百万円であります。なお、当連結会計年度において重要な設備の除却はありません。

(4) 財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	第 46 期	第 47 期	第 48 期	第 49 期 (当連結会計年度)
売 上 高(百万円)	23,369	24,559	26,494	28,956
経常利益(百万円)	928	1,021	1,163	1,071
当期純利益(百万円)	516	593	685	660
1株当たり当期純利益(円)	115.07	63.70	70.43	67.81
総 資 産(百万円)	24,011	26,396	27,350	30,064
純 資 産(百万円)	6,207	7,072	7,678	7,974

(注) 平成25年7月1日を効力発生日として普通株式1株を2株に分割いたしました。1株当たり当期純利益につきましては、株式分割が第47期の期首に行われたと仮定して算定しております。

②当社の財産及び損益の状況

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	第 46 期	第 47 期	第 48 期	第 49 期 (当事業年度)
売 上 高(百万円)	22,753	23,611	25,272	27,166
経常利益(百万円)	907	980	1,071	977
当期純利益(百万円)	516	578	641	610
1株当たり当期純利益(円)	114.91	62.03	65.90	62.72
総 資 産(百万円)	23,601	25,976	26,766	29,499
純 資 産(百万円)	6,068	6,907	7,456	7,696

(注) 平成25年7月1日を効力発生日として普通株式1株を2株に分割いたしました。1株当たり当期純利益につきましては、株式分割が第47期の期首に行われたと仮定して算定しております。

(5) 対処すべき課題

さらなる当社グループの業容の拡大と成長を期するために、経営理念の徹底を図り、高い目標を持ち、お客様の求めるソリューションやサービスを迅速かつ積極的に提供していくとともに、それらに対応するように業容や体制を変革し、当社グループの総合力を高めることが経営課題と捉えております。また、下記の課題の解消に向けてグループ一丸となって取り組み、円滑な事業運営を目指すことが重要であると認識しております。

当社グループの対処すべき課題は、以下のとおりであります。

①業務執行に係わる意思決定の迅速化と経営効率の向上

経営環境の急激な変化に即応するため、今後ますます業務執行の迅速な意思決定と施策の実行が要求されております。このため、取締役会の決定に基づき、執行役員会による業務執行に係わる迅速な意思決定と経営効率の向上を継続的に図ってまいります。

②新規事業の創出

当社グループの成長の源泉は売上高の拡大にあります。そのため、既存の事業を着実に継承しブラッシュアップすることと並行し、いかに新たなサービスや商品を創出（成長のエンジン）するかが最重要課題であります。

この実現に向けては、当社グループ全員の知恵を結集することはもちろん、外部の新鮮なアイデアや経験を取り込み、協業や連携を図ることで既存の当社グループのノウハウと結びつけることが必要と認識しており、コラボレートして積極的に取り組んでまいります。

③営業活動の強化

エンドユーザーのニーズの把握に努めるとともに、既存大手IT企業との連携等を強化し、ソリューション提案を基に既存顧客への深耕及び新規顧客の獲得に注力いたします。また、お客様の求めるサービスも変遷するため、当社グループの既存事業の枠に縛られることなく、お客様の目線の先を読み、新たなサービスの創出と育成に努め、提案型営業を展開し、売上拡大を目指してまいります。

そのためには、人材の育成を図ってグローバルな視野を持つ人材を培い、加えて外部からも適材を招聘することにより外部の知と力を注入しながら、営業力の向上を図ってまいります。

④プロジェクトマネジメントやリスクマネジメントの高度化と深耕

お客様からの安く、早く、高品質などの求めに対応するために、開発部門の内部管理を徹底するとともに、営業部門とのコミュニケーションや連携を強化し、的確な情報管理と迅速かつ有効な対応を行うことで、不採算プロジェクト及び納期遅延・品質等のリスクの早期発見と適切な措置の徹底等、リスク管理の充実に取り組み、お客様の満足度や信頼感の向上を図ってまいります。

⑤セキュリティ管理の強化とコンプライアンス

当社グループは、セキュリティ管理や請負の適正化などへの対応が企業の信用の形成及び維持にとって重大な影響を及ぼすものと認識しております。すでに、ISO/IEC 27001やプライバシーマークに対応した規程や体制及び設備を継続的に整備し、セキュリティ管理の徹底を図っておりますが、コンプライアンスを基本とし、一層の対応強化に努めてまいります。また、請負の適正化やソフトツールの適正な使用についても徹底しておりますが、いずれもマインドが伴う日常的な対応を求められており、今後、より注意深くかつ継続的に対応してまいります。

株主の皆様には一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 主要な事業内容（平成27年12月31日現在）

当社グループは、情報サービス事業（S I・ソフト開発、情報処理サービス、商品販売）及び収納代行サービス事業を主な事業内容としております。

当社グループの事業の展開状況は、以下のとおりであります。

① 情報サービス事業

情報サービス事業の展開に当たっては、当社と子会社及び関連会社と連携して事業を行っております。

情報サービス事業の展開状況は以下のとおりであります。

（S I・ソフト開発）

S Iにおいては、システム機器・OA機器をベースに、ソフトウェアプロダクト製品を組み込んで提供するものと、ユーザーの固有ニーズに対応するアプリケーションシステム（業務ソフトウェア）を開発し、それらをシステム機器・OA機器に組み込む方式で提供するものがあります。その他、クラウドサービスの提供、ソフトウェアプロダクトの販売及びIT教育・研修等を行っております。

ソフト開発では主要サービスとして、システム開発・技術者派遣とシステムアウトソーシングの分野で事業を展開しております。高度な技術者を養成するとともに、通信技術やセキュリティ技術に関連した新製品・新技術の開発及び研究開発のコンサルティングサービスを提供しております。

（情報処理サービス）

・ビジネスプロセスアウトソーシング（BPO）の提供

データエントリー、出力処理、封入・封緘・仕分け・発送等、農水産物や加工食品業界向けに特化したBPOを提供しております。

・エネルギー業界向け情報処理サービス

ガソリンスタンドやガス販売店などのエネルギー業界を中心に、専用のソフトウェアプロダクトを提供するだけでなく、データ入力から計算処理、請求書や統計資料の作成まで、コンピュータ処理受託サービスを提供しております。

・IDC（データセンターサービス）の提供

高度な免震設備や冗長化電源・入退館の多重セキュリティ対策等を講じたデータセンターを保有し、ハウジングサービスやホスティングサービスを提供しております。またこれらのIDCを利用したクラウドのサービス及び環境を提供しております。

（商品販売）

ユーザーでのIT化をトータルかつワンストップでサポートするために、S Iとは別に、ユーザーからの求めに応じてソフトウェアプロダクト・システム機器・OA機器やサプライ用品を調達し、販売しております。

② 収納代行サービス事業

当社は、昭和48年4月、民間企業では全国初の金融機関と提携した口座振替利用による収納代行サービスを開始し、さらに平成9年2月セブンイレブン・ジャパンなど大手コンビニエンスストア4社と提携して、中小の通信販売会社の商品代金の受け取りを店頭で代行するサービスを開始して以降、平成10年4月からは当社独自の地域コンビニネットワークを構築して、コンビニエンスストアでの大手通販会社の料金支払いを一括して管理する料金収納の代行業務を展開し、その後も郵便振替代行サービス等、下記の各種サービスメニューを提供してまいりました。

- ・コンビニ収納代行サービス、インターネット代金収納サービス（ペーパーレス決済）、口座振替サービス、郵便振替代行サービス、クレジットカード決済代行サービス、請求書作成代行サービス、電子マネー決済サービス、モバイル決済サービス
- ・国内送金サービス（資金移動業者：東海財務局長第00001号）

さらに、これらの収納窓口企業とのネットワークを発展させるべく、収納代行窓口サービスを展開するとともに、世界最大級の国際送金事業者 The Western Union Company と提携し、コンビニエンスストアを窓口とした国際送金サービスを開始するなど、消費者の利便性を追求する新たなサービスの創造を推し進めております。

(7) 主要な事業所（平成27年12月31日現在）

① 当社

名 称	所 在 地
岐 阜 本 社	岐阜県岐阜市
東 京 本 社	東京都中央区
テ ク ノ セ ン タ ー	岐阜県大垣市
名 古 屋 支 社	名古屋市中村区
大 阪 支 社	大阪市北区
東 濃 デ ー タ セ ン タ ー	岐阜県土岐市

② 子会社

会 社 名	所 在 地
株式会社システムアイシー	岐阜県岐阜市
株式会社ソフトテックス	宮崎県宮崎市
株式会社ニーズエージェンシー	東京都中央区
ガーデンネットワーク株式会社	東京都中央区

③ 関連会社

会 社 名	所 在 地
株式会社システムエンジニアリング	岐阜県高山市

(8) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

平成27年12月31日現在

従業員数(名)	前期末比増減(名)
716 [117]	26(増)

- (注) 1. 従業員数は、当社グループ外からの出向者を含む就業人員数であります。
2. 従業員数には当社グループ外への出向者を除いております。
3. 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員の年間平均雇用人員（1日8時間換算）であります。
4. 臨時従業員には、契約社員、パート社員及び嘱託社員を含み、派遣社員を除いております。

② 当社の従業員の状況

平成27年12月31日現在

従業員数(名)	前期末比増減(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)
583 [64]	14(増)	40.1	12.9

- (注) 1. 従業員数は、他社からの出向者を含む就業人員数であります。
2. 従業員数には他社への出向者を除いております。
3. 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員の年間平均雇用人員（1日8時間換算）であります。
4. 臨時従業員には、契約社員、パート社員及び嘱託社員を含み、派遣社員を除いております。

(9) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主な事業内容
株式会社システムアイシー	33百万円	100.00%	情報サービス 要員派遣事業
株式会社ソフトテックス	20百万円	55.00%	情報サービス
株式会社ニューエージェンシー	45百万円	100.00%	情報サービス 要員派遣事業
ガーデンネットワーク株式会社	100百万円	100.00%	情報サービス

(10) 主要な借入先(平成27年12月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社十六銀行	371百万円
株式会社大垣共立銀行	83百万円
岐阜県信用農業協同組合連合会	58百万円

2. 会社の株式に関する事項（平成27年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 普通株式 29,760,000株
 (2) 発行済株式の総数 普通株式 10,033,600株(自己株式254,854株を含む)
 (3) 株主数 14,245名
 (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
ヒロタ株式会社	890,100	9.10
電算システム従業員持株会	841,366	8.60
株式会社十六銀行	441,900	4.51
株式会社大垣共立銀行	424,900	4.34
宮地正直	414,070	4.23
岐阜信用金庫	359,900	3.68
有限会社福田製作所	240,000	2.45
内木一博	212,670	2.17
株式会社トカイ	207,180	2.11
T I S 株式会社	200,000	2.04

※(5)

(注) 当社は、自己株式254,854株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は、自己株式を控除して計算し、小数点第3位を切り捨てて表示しております。また、電算システム従業員持株会信託が所有する株式数95,000株は自己株式254,854株には含まれておりません。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、当社従業員に対する当社の中長期的な企業価値向上へのインセンティブの付与を目的として「信託型従業員持株インセンティブ・プラン」（以下「本プラン」といいます。）を平成27年9月1日に導入いたしました。

本プランでは、当社が信託銀行に電算システム従業員持株会信託（以下「従持信託」といいます。）を設定し、その設定後3年間にわたり電算システム従業員持株会（以下「持株会」といいます。）が取得すると見込まれる数の当社株式を予め取得します。その後は、従持信託から持株会に対して継続的に当社株式の売却が行われるとともに、信託終了時点で従持信託内に株式売却益相当額が累積した場合には、当該株式売却益相当額が残余財産として受益者適格要件を満たす者に分配されます。

なお、当事業年度末に従持信託が所有する株式数は95,000株ですが、持株会へ継続的に当社株式を売却することを勧奨しますと、実質的に持株会に係わる持株数は936,366株となります。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況 新株予約権の内容の概要

株主総会の決議	平成19年3月28日
発行決議の日	平成19年12月14日
新株予約権の行使時の払込金額	578円
新株予約権の行使期間	平成21年3月28日～平成29年3月27日
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社の子会社の取締役、若しくは従業員の地位にあることを要する。</p> <p>ただし、当社若しくは当社の子会社の取締役を任期満了により退任した場合、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。</p> <p>新株予約権行使日の前日の証券取引所における当社株式の終値が、行使価額の1.0倍以上であることを要する。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合は、死亡の日から10か月以内（ただし、権利行使期間満了を限度とする）に限り、相続人は死亡時において本人が行使する新株予約権の数を上限として行使することができる。</p> <p>その他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割り当てを受けたものとの間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分を認めない。

(注) 平成25年7月1日を効力発生日として普通株式1株につき2株の割合で株式の分割を行ったため、新株予約権の行使時の払込金額は、1,156円から578円へ調整をしております。

当社の役員保有状況

平成27年12月31日現在

区分	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類及び数	保有者数
当社取締役	640個	普通株式 6,400株	1名

- (注) 1. 社外取締役及び監査役は、新株予約権を保有していません。
2. 平成25年7月1日を効力発生日として普通株式1株につき2株の割合で株式の分割を行ったため、新株予約権の目的となる株式の種類及び数は、分割割合に応じて調整をしております。

- (2) 当事業年度中に使用人等に対して交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況(平成27年12月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 会長執行役員	宮地 正直	CEO (Chief Executive Officer) 最高経営責任者
代表取締役 社長執行役員	田中 靖哲	COO (Chief Operating Officer) 最高執行責任者
専務取締役 執行役員	小林 領司	IDソリューション事業本部長
専務取締役 執行役員	松浦 陽司	ECソリューション事業本部長
常務取締役 執行役員	杉山 正裕	ITソリューション事業本部長兼名古屋支社長
取締役 執行役員	加藤 徹	ECソリューション事業本部決済イノベーション事業部長
取締役 執行役員	目黒 洋之	ISソリューション事業本部長
取締役 執行役員	後藤 治人	IDソリューション事業本部データアドバンス事業部長
取締役	盆子原誠治	富士通株式会社執行役員 営業部門公共・地域営業グループ 西日本営業本部長
常勤監査役	澤邊 茂美	株式会社システムアイシー監査役 株式会社ソフトテックス監査役 株式会社ニーズエージェンシー監査役 ガーデンネットワーク株式会社監査役
監査役	富坂 博	弁護士 富坂法律事務所代表
監査役	野田 勇司	公認会計士 野田公認会計士事務所代表 株式会社ホロニックコンサルティング代表取締役社長 監査法人A&Aパートナーズパートナー

- (注) 1. 第48期定時株主総会終結の時をもって、取締役浅野有一氏は退任いたしました。
2. 取締役盆子原誠治氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 監査役富坂博氏及び野田勇司氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
4. 社外役員の重要な兼職先と当社との関係
取締役盆子原誠治氏
富士通株式会社
同社と営業上の取引関係があります。

5. 当社は、取締役盆子原誠治氏、監査役富坂博氏及び野田勇司氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 監査役野田勇司氏は、公認会計士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	人 数	報酬等の額
取 締 役	10名	171百万円
監 査 役	3名	23百万円
合 計	13名	194百万円

- (注) 1. 第36期定時株主総会の決議(平成15年3月24日改定)による取締役報酬限度額(使用人兼務取締役使用人分の報酬を除く)は年額200百万円であり、第44期定時株主総会の決議(平成23年3月25日改定)による監査役報酬限度額は年額30百万円であります。
2. 取締役の報酬等の額には、平成27年3月25日付で退任した1名を含んでおります。なお、当事業年度末現在の役員の数、取締役9名及び監査役3名であります。
 3. 報酬等の額には、役員退職慰労引当金繰入額11百万円(取締役9名に対し10百万円、監査役1名に対し0百万円)を含めております。

(3) 社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取締役	盆子原 誠 治	当事業年度の取締役会8回中8回に出席し、必要に応じ、IT業界での豊富な経験と幅広い見識から、発言を行っております。
監査役	富 坂 博	当事業年度の取締役会8回中8回に、また監査役会8回中8回に出席し、必要に応じ、弁護士としての専門的見地から、発言を行っております。
	野 田 勇 司	当事業年度の取締役会8回中8回に、また監査役会8回中8回に出席し、必要に応じ、公認会計士としての専門的見地から、発言を行っております。

(4) 社外役員の責任限定契約に関する事項

当社と社外取締役全員及び社外監査役全員とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約の概要は、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金5百万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として損害賠償を負担するものとなっております。

(5) 社外役員の報酬額の総額

区 分	人 数	報酬等の総額
社 外 取 締 役	1名	3百万円
社 外 監 査 役	2名	7百万円

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	25百万円
② 当社及び当社連結子会社が会計監査人に支払うべき 金銭その他の財産上の利益の合計額	25百万円

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人からの監査計画（監査方針、監査項目、監査予定時間等）の説明を受けた後、その内容及び報酬見積りの額について、前記の評価実績を踏まえ、前期の計画と実績、報酬総額、時間あたり報酬単価等との比較検討及び経理部門の情報、見解の確認等を行い検討した結果、報酬等の額は妥当と判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社は、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないため、上記の報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役が、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由の報告を行います。

また、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制に関する事項

当社の業務の適正を確保するための体制(いわゆる内部統制システム)の整備方針については、次のとおり取締役会で決議しております。

内部統制システムに関する基本的な考え方

当社グループは、行動原理・原則において、「新しい価値の創造により、顧客に感動を、社員に夢を、株主に満足をもたらす経営」を目標とし、お客様、従業員、株主・投資家、お取引先・事業パートナー、地域社会などのステークホルダーに対する社会的責任を果たしていくことが、「当社の果たすべき使命と存在意義である」と宣言しております。

また、企業価値の増大・最大化をコーポレート・ガバナンスの基本目標とし、経営執行の透明性の確保と経営の健全性を維持することが、「当社の果たすべき使命と存在意義」の実現につながるものと認識し、当社にふさわしい経営体制の整備・構築を目指しております。

さらに、運用上発見された要改善事項については随時是正するよう迅速な対応に当たるとともに、組織や、組織を取巻く環境の変化に対応して社内統制システム及び社内規程等の継続的な見直し・改善に努めております。

内部統制システムの整備の状況

- ① 取締役及び使用人(執行役員及び職員、以下同じ)の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ア 法令遵守については、コンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンス規程、役職員行動規範、業務等に関する内部情報管理規程を制定し、コンプライアンスの基本方針を定めております。
 - イ 報告・相談方法についても規定し、取締役及び使用人の法令違反につき通報出来る体制をとり、コンプライアンス体制の機能状態をモニタリングするようにしております。
 - ウ 役員規程において、取締役は、他の取締役の法令又は定款に違反する行為を発見した場合、直ちに監査役会及び取締役会に報告することと規定し、相互牽制機能の実効性を担保しております。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ア 職務執行に係る情報の保存、管理について、文書管理規程等の社内規程を定め、情報の記録管理体制を整備しております。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ア 事業の推進に伴うリスクについては、執行役員会・本部長会議・事業戦略会議での審議・検討による意思決定、予算・実績比較によるコントロール、与信管理制度及び稟議制度の導入、内部監査、法令遵守通報制度、財務報告の信頼性確保に関する諸規程の導入などにより、継続的に監視しております。
 - イ 情報漏洩、破壊、滅失及びプライバシー保護などのリスクについては、ISO/IEC 27001の取得、プライバシーマークの取得に基づく

技術的・物理的な管理システムの構築及び個人情報保護リスクマネジメント規程、情報セキュリティマネジメント規程、緊急事態対応手順規程を定め、適切かつ迅速に対応する体制整備を図っております。また、取締役及び使用人並びに当社内業務者のリスク関連規程、ガイドライン等の遵守状況を内外の第三者が点検、評価する体制を整備しております。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ア 効率的な職務執行のため、取締役会付議基準、決裁権限基準等により意思決定権限を明確化しております。
 - イ 重要な意思決定及び重大な影響を及ぼす事項は、迅速化・効率化を図るため、執行役員会にて十分協議したうえで取締役会に付議いたします。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ア 関係会社については、自律経営を原則としたうえで、関係会社管理規程を制定し、業務の適正を確保しております。
 - イ 当社は、連結子会社との役員の兼任もしくは役員派遣を通じ、連結子会社の経営を監督しております。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - ア 監査役の求めに応じて、専任者ではありませんが、テーマに応じた適切な部署で使用人を配置いたします。
 - イ 監査役が専任の使用人の配置を求めた場合は、使用人を配置いたしません。
 - ウ 当該使用人の人事異動についても、監査役と意思疎通を図り、適正に対応しております。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
 - ア 取締役会、執行役員会、本部長会議及び事業戦略会議における業務執行の報告を受けるとともに、業務執行に関する重要な書類を監査役に回付しているほか、必要に応じて、取締役及び使用人が監査役への説明、報告を行っております。
- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ア 監査役は、代表取締役を含む取締役及び主要な使用人と相互の意思疎通を図るため、定期的な会合を行っております。
 - イ 監査役会は、監査の実効性確保に係る各監査役の意見を十分に尊重するようにしております。
 - ウ 監査役は、その職務の適切な遂行を図るため、必要に応じて、外部の関係情報の収集及び社内外の関係者からの意見聴取を図っております。

- ⑨ 財務報告及び情報開示に係る内部統制の体制
- ア 金融商品取引法に基づき、財務報告に係る内部統制体制を整備するため、基本方針書を作成し、子会社を含むグループ全体として全社の内部統制並びに重要な業務プロセスの文書化と運用の徹底を図り、自己評価と独立部署による内部統制の評価を行い、期中に発見した要改善事項についての改善を実施しております。当該評価結果を根拠に経営者は「内部統制報告書」を作成し、また、金融商品取引法に基づく有価証券報告書の記載内容の適正性に関する確認を行うこととしております。
 - イ 情報開示に関しては、東京証券取引所の有価証券上場規程に基づき社内規程を整備し、適時適切な開示を実施しております。
- ⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
- ア 当社は、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で対応し、一切関係を持たないことを基本方針とし、反社会的勢力対応規程において、反社会的勢力との関係を拒絶し、反社会的勢力の事業活動への関与を防止する旨を定め、全社に徹底しております。
 - イ 担当部署が、平時から警察、弁護士、地域企業と情報交換を行い緊密な関係を築き、非常時にはこれら関係先へ連絡・相談し、連携を取りながら速やかに適切な対応が出来る体制を整備しております。

当該体制の運用状況の概要

- ① コンプライアンスに対する取り組み
- 当社は、社長を委員長とし、取締役、執行役員及び使用人代表が出席する「コンプライアンス委員会」を毎月開催し、法令等の遵守状況を確認し、コンプライアンスに対する意識向上を図っております。
- また、当社役員及び使用人に対して、情報セキュリティ、個人情報保護、インサイダー取引規制等に関する教育及び研修を実施し、コンプライアンスに対する意識向上に向けた取り組みを行っております。
- ② 職務執行が効率的に行われることに対する取り組み
- 当社は、取締役会付議基準、決裁基準等に基づき、取締役会承認事項、執行役員会承認事項、稟議事項及び伺書承認事項にわけ、意思決定を明確化しております。
- 当事業年度の取締役会において、執行役員会にて協議された重要事項の審議及び各取締役の業務執行の状況等の報告を受け、職務執行が効率的かつ迅速に行われていることの監督を行いました。
- ③ 監査役の監査が実効的に行われることに対する取り組み
- 監査役は監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役から懸案事項及び事業等のリスク等について定期的に報告を受ける他、社長と年2回の意見交換を行っております。
- ④ 財務報告及び情報開示に係る内部統制に対する取り組み
- 業務監査室は、策定した監査計画書に基づき、内部統制の有効性の評

価を実施しております。

また、定期的にJ-SOX法委員会を開催し、業務プロセスのリスクやコントロールの見直しを行い、社内運用ルール及び社内システムの改善につなげることにより、内部統制システムの質的向上を図っております。

7. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。また、1株当たり情報、その他比率等は、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(平成27年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	25,509,205	流動負債	21,230,244
現金及び預金	4,951,758	買掛金	2,212,615
金銭の信託	14,830,419	短期借入金	233,417
受取手形及び売掛金	4,569,459	1年内返済予定の長期借入金	167,232
有価証券	30,000	未払法人税等	160,100
商品	40,203	収納代行預り金	17,147,517
仕掛品	547,429	賞与引当金	5,250
前払費用	468,049	役員賞与引当金	1,000
繰延税金資産	44,198	受注損失引当金	1,800
その他	28,151	株主優待引当金	47,000
貸倒引当金	△463	その他	1,254,310
固定資産	4,555,389	固定負債	859,905
有形固定資産	2,774,107	長期借入金	342,402
建物及び構築物	1,329,135	繰延税金負債	62,174
土地	792,557	役員退職慰労引当金	213,831
その他	652,414	退職給付に係る負債	39,307
無形固定資産	593,961	資産除去債務	12,129
ソフトウェア	440,428	その他	190,060
ソフトウェア仮勘定	124,609	負債合計	22,090,149
その他	28,924	(純資産の部)	
投資その他の資産	1,187,319	株主資本	7,657,605
投資有価証券	862,726	資本金	1,227,363
繰延税金資産	7,174	資本剰余金	927,219
差入保証金	290,327	利益剰余金	5,810,305
その他	27,326	自己株式	△307,282
貸倒引当金	△235	その他の包括利益累計額	209,689
		その他有価証券評価差額金	209,689
		少数株主持分	107,149
		純資産合計	7,974,445
資産合計	30,064,594	負債純資産合計	30,064,594

連結損益計算書

(平成27年1月1日から
平成27年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		28,956,596
売上原価		24,297,084
売上総利益		4,659,511
販売費及び一般管理費		3,617,313
営業利益		1,042,197
営業外収益		
受取利息	3,873	
受取配当金	14,600	
持分法による投資利益	1,506	
受取手数料	1,825	
助成金収入	3,600	
投資有価証券売却益	1,447	
為替差益	2,339	
未払配当金除斥益	278	
その他	3,204	32,676
営業外費用		
支払利息	2,927	2,927
経常利益		1,071,947
税金等調整前当期純利益		1,071,947
法人税、住民税及び事業税	376,389	
法人税等調整額	29,477	405,867
少数株主損益調整前当期純利益		666,080
少数株主利益		5,698
当期純利益		660,382

連結株主資本等変動計算書

(平成27年1月1日から
平成27年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成27年1月1日残高	1,220,485	920,341	5,364,725	△84,347	7,421,204
連結会計年度中の変動額					
新株の発行(新株予約権の行使)	6,878	6,878			13,756
剰余金の配当			△214,802		△214,802
当期純利益			660,382		660,382
自己株式の取得				△254,615	△254,615
自己株式の処分				31,680	31,680
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	6,878	6,878	445,579	△222,935	236,401
平成27年12月31日残高	1,227,363	927,219	5,810,305	△307,282	7,657,605

	その他の包括利益累計額			少数株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延 ヘッジ 損益	その他の 包括利益 累計額合計		
平成27年1月1日残高	155,319	△7	155,312	102,351	7,678,868
連結会計年度中の変動額					
新株の発行(新株予約権の行使)					13,756
剰余金の配当					△214,802
当期純利益					660,382
自己株式の取得					△254,615
自己株式の処分					31,680
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	54,370	7	54,377	4,798	59,175
連結会計年度中の変動額合計	54,370	7	54,377	4,798	295,576
平成27年12月31日残高	209,689	—	209,689	107,149	7,974,445

【連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等】

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数 4社

連結子会社の名称

(株)システムアイシー

(株)ソフトテックス

(株)ニーズエージェンシー

ガーデンネットワーク(株)

2. 持分法の適用に関する事項

すべての関連会社に持分法を適用しております。

持分法適用の関連会社数 1社

持分法適用会社の名称

(株)システムエンジニアリング

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。

(なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定しております。)

時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

商 品 総平均法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

仕掛品 個別法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

(2) 重要な固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産 定額法を採用しております。
(リース資産を除く) なお、主な耐用年数は、以下のとおりです。
- | | |
|---------|--------|
| 建物及び構築物 | 10～50年 |
| その他 | 3～10年 |
- ② 無形固定資産 定額法を採用しております。
(リース資産を除く) a 市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売収益に基づく償却額と当該ソフトウェア残存期間(3年)に基づく定額法償却額とのいずれか大きい額を計上する方法を採用しております。
b 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。
- ③ リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 一部の連結子会社の従業員に支給する賞与に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。
- ③ 役員賞与引当金 一部の連結子会社の役員に支給する賞与に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。
- ④ 受注損失引当金 受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末時点で将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失金額が合理的に見積もることが可能なものについて、翌連結会計年度以降に発生が見込まれる損失額を計上しております。
- ⑤ 株主優待引当金 将来の株主優待制度の利用に備えるため、当連結会計年度における株主優待制度の利用見込額を計上しております。
- ⑥ 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

システム受託開発に係る売上及び原価の計上基準

- ① 当連結会計年度 工事進行基準（進捗率の見積りは原価比例法）
末までの進捗部
分について成果
の確実性が認め
られる案件
- ② その他の案件 工事完成基準

(6) のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。

(7) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

【追加情報】

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は、従業員への福利厚生を目的として、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン」を導入しております。

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成27年3月26日)を適用し、信託から従業員持株会に売却された株式に係る売却差損益、信託が保有する株式に対する当社からの配当金及び信託に関する諸費用の純額を計上しております。

(1) 取引の概要

信託型従業員持株インセンティブ・プランは、電算システム従業員持株会に加入するすべての従業員を対象とするインセンティブ・プランです。信託型従業員持株インセンティブ・プランでは、当社が信託銀行に「電算システム従業員持株会信託」(以下、「従持信託」といいます。)を設定し、その設定後3年間にわたり電算システム従業員持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を予め取得します。その後は、従持信託から電算システム従業員持株会に対して継続的に当社株式の売却が行われるとともに、信託終了時点で従持信託内に株式売却益相当額が累積した場合には、当該株式売却益相当額が残余財産として受益者適格要件を満たす者に分配されます。なお、当社は、従持信託が当社株式を取得するための借入に対し保証することになるため、当社株価の下落により従持信託内に株式売却損相当額が累積し、信託終了時点において従持信託内に当該株式売却損相当の借入金残債がある場合は、保証契約に基づき、当社が当該残債を弁済することになります。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により純資産の部に自己株式として計上しております。

自己株式の帳簿価額及び株式数は次のとおりであります。

① 当連結会計年度末の従持信託所有自己株式の帳簿価額	222,935千円
② 当連結会計年度末の従持信託所有自己株式数	95,000株

(3) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

当連結会計年度末	長期借入金	229,840千円
----------	-------	-----------

【連結貸借対照表に関する注記】

有形固定資産の減価償却累計額

建物及び構築物	1,159,656千円
その他	930,915千円
合 計	2,090,571千円

【連結株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度 末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	10,009,800	23,800	—	10,033,600
自己株式				
普通株式	254,854	108,500	13,500	349,854

- (注) 1. 普通株式の発行済株式の増加23,800株は、新株予約権の行使によるものであります。
2. 普通株式の自己株式の増加108,500株は、従持信託による自己株式の取得によるものであります。
3. 普通株式の自己株式の減少13,500株は、従持信託から電算システム従業員持株会への売却によるものであります。
4. 当連結会計年度末の自己株式の株式数には、従持信託が保有する95,000株が含まれております。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の 種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年3月25日 定時株主総会	普通 株式	107,304	11	平成26年 12月31日	平成27年 3月26日
平成27年7月30日 取締役会	普通 株式	107,498	11	平成27年 6月30日	平成27年 9月1日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成28年3月25日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

決 議(予 定)	株式の 種類	配当金の総 額(千円)	配当の 原資	1株当た り配当額 (円)	基準日	効力発 生日
平成28年3月25日 定時株主総会	普通 株式	117,344	利益剰 余金	12	平成27年 12月31日	平成28年 3月28日

(注) 配当金の総額には、従持信託が所有する当社株式に対する配当金1,140千円を含めております。

3. 当連結会計年度の末日における新株予約権の数及びその目的となる株式数

	平成19年3月28日 定時株主総会決議
目的となる株式の種類	普通株式
目的となる株式の数	6,400株
新株予約権の残高	640個

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産で運用しております。また、資金調達については、経営計画及び資金繰りを考慮し、必要な資金を銀行借入等により調達する場合があります。なお、デリバティブ取引は、為替変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

営業債権に係る顧客の信用リスクについては、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、与信情報を更新することにより、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

有価証券及び投資有価証券に係る市場価格の変動リスクについては、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。債券については、市況、発行体の信用情報などを勘案し、保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である買掛金や借入金の流動性リスクについては、資金繰り表を作成し、適時に更新するとともに、手許流動性を継続して維持することにより、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	4,951,758	4,951,758	—
(2) 金銭の信託	14,830,419	14,830,419	—
(3) 受取手形及び売掛金	4,569,459	4,569,459	—
(4) 有価証券及び投資有価証券	783,790	783,790	—
(5) 差入保証金	290,327	286,150	△4,176
資 産 計	25,425,755	25,421,579	△4,176
(1) 買掛金	2,212,615	2,212,615	—
(2) 短期借入金	233,417	233,417	—
(3) 未払法人税等	160,100	160,100	—
(4) 収納代行預り金	17,147,517	17,147,517	—
(5) 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	509,634	509,911	277
負 債 計	20,263,284	20,263,562	277

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 金銭の信託、(3) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

時価について、株式は取引所の価格によっており、債券等は取引金融機関から提示された価格等によっております。

(5) 差入保証金

時価については、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払法人税等、(4) 収納代行預り金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

時価については、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 非上場株式(連結貸借対照表計上額108,935千円)については、市場価格がなく、将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記資産の「(4) 有価証券及び投資有価証券」に含めておりません。

【1 株当たり情報に関する注記】

1 株当たり純資産額	812円42銭
1 株当たり当期純利益	67円81銭

貸借対照表

(平成27年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	24,593,146	流動負債	21,076,109
現金及び預金	4,345,942	買掛金	2,161,801
金銭の信託	14,830,419	短期借入金	233,417
受取手形	12,342	1年内返済予定の長期借入金	167,232
売掛金	4,277,710	未払金	220,261
有価証券	30,000	未払費用	260,155
商品	35,216	未払法人税等	146,573
仕掛品	537,800	前受金	468,145
前払費用	457,522	預り金	98,339
繰延税金資産	40,807	収納代行預り金	17,147,517
その他	25,816	受注損失引当金	1,800
貸倒引当金	△431	株主優待引当金	47,000
固定資産	4,905,893	その他	123,865
有形固定資産	2,586,021	固定負債	726,545
建物	1,164,437	長期借入金	342,402
構築物	94,799	繰延税金負債	62,174
機械及び装置	92,222	役員退職慰労引当金	119,780
車両運搬具	4,503	資産除去債務	12,129
工具、器具及び備品	512,808	長期預り保証金	190,060
土地	717,250	負債合計	21,802,655
無形固定資産	506,592	(純資産の部)	
のれん	6,333	株主資本	7,492,826
ソフトウェア	364,162	資本金	1,227,363
ソフトウェア仮勘定	123,567	資本剰余金	927,219
その他	12,528	資本準備金	927,219
投資その他の資産	1,813,278	利益剰余金	5,645,525
投資有価証券	818,844	利益準備金	75,000
関係会社株式	704,240	その他利益剰余金	5,570,525
長期前払費用	13,595	別途積立金	3,900,000
差入保証金	269,139	繰越利益剰余金	1,670,525
その他	7,690	自己株式	△307,282
貸倒引当金	△231	評価・換算差額等	203,557
		その他有価証券評価差額金	203,557
資産合計	29,499,039	純資産合計	7,696,383
		負債純資産合計	29,499,039

損 益 計 算 書

(平成27年1月1日から
平成27年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		27,166,593
売 上 原 価		23,370,673
売 上 総 利 益		3,795,920
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,845,128
営 業 利 益		950,791
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金	20,280	
そ の 他	9,069	29,350
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	2,592	2,592
経 常 利 益		977,549
税 引 前 当 期 純 利 益		977,549
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	337,837	
法 人 税 等 調 整 額	28,904	366,741
当 期 純 利 益		610,808

株主資本等変動計算書

(平成27年1月1日から
平成27年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計
				別途積立金	繰越利益剰余金				
平成27年1月1日残高	1,220,485	920,341	920,341	75,000	3,700,000	1,474,520	5,249,520	△84,347	7,305,999
事業年度中の変動額									
新株の発行(新株予約権の行使)	6,878	6,878	6,878						13,756
剰余金の配当						△214,802	△214,802		△214,802
別途積立金の積立					200,000	△200,000	-		-
当期純利益						610,808	610,808		610,808
自己株式の取得								△254,615	△254,615
自己株式の処分								31,680	31,680
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	6,878	6,878	6,878	-	200,000	196,005	396,005	△222,935	186,826
平成27年12月31日残高	1,227,363	927,219	927,219	75,000	3,900,000	1,670,525	5,645,525	△307,282	7,492,826

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
平成27年1月1日残高	150,775	△7	150,768	7,456,768
事業年度中の変動額				
新株の発行(新株予約権の行使)				13,756
剰余金の配当				△214,802
別途積立金の積立				-
当期純利益				610,808
自己株式の取得				△254,615
自己株式の処分				31,680
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	52,781	7	52,788	52,788
事業年度中の変動額合計	52,781	7	52,788	239,615
平成27年12月31日残高	203,557	-	203,557	7,696,383

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

② その他有価証券

時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。

(なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定しております。)

時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

① 商品

総平均法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

② 仕掛品

個別法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しております。

(リース資産を除く)

なお、主な耐用年数は、以下のとおりです。

建 物 15～50年

構 築 物 10～50年

機 械 及 び 装 置 9年

工具、器具及び備品 3～10年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

(リース資産を除く)

a 市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売収益に基づく償却額と当該ソフトウェア残存期間(3年)に基づく定額法償却額とのいずれか大きい額を計上する方法を採用しております。

b 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 受注損失引当金 受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末時点で将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失金額が合理的に見積もることが可能なものについて、翌事業年度以降に発生が見込まれる損失額を計上しております。
- (3) 株主優待引当金 将来の株主優待制度の利用に備えるため、当事業年度末における株主優待制度の利用見込額を計上しております。
- (4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

システム受託開発に係る売上及び原価の計上基準

- (1) 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる案件 工事進行基準（進捗率の見積りは原価比例法）
- (2) その他の案件 工事完成基準

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

【追加情報】

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は、従業員への福利厚生を目的として、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン」を導入しております。

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成27年3月26日)を適用し、信託から従業員持株会に売却された株式に係る売却差損益、信託が保有する株式に対する当社からの配当金及び信託に関する諸費用の純額を計上しております。

(1) 取引の概要

信託型従業員持株インセンティブ・プランは、電算システム従業員持株会に加入するすべての従業員を対象とするインセンティブ・プランです。信託型従業員持株インセンティブ・プランでは、当社が信託銀行に「電算システム従業員持株会信託」(以下、「従持信託」といいます。)を設定し、その設定後3年間にわたり電算システム従業員持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を予め取得します。その後は、従持信託から電算システム従業員持株会に対して継続的に当社株式の売却が行われるとともに、信託終了時点で従持信託内に株式売却益相当額が累積した場合には、当該株式売却益相当額が残余財産として受益者適格要件を満たす者に分配されます。なお、当社は、従持信託が当社株式を取得するための借入に対し保証することになるため、当社株価の下落により従持信託内に株式売却損相当額が累積し、信託終了時点において従持信託内に当該株式売却損相当の借入金残債がある場合は、保証契約に基づき、当社が当該残債を弁済することになります。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により純資産の部に自己株式として計上しております。

自己株式の帳簿価額及び株式数は次のとおりであります。

- | | |
|--------------------------|-----------|
| ① 当事業年度末の従持信託所有自己株式の帳簿価額 | 222,935千円 |
| ② 当事業年度末の従持信託所有自己株式数 | 95,000株 |

(3) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

当事業年度末	長期借入金	229,840千円
--------	-------	-----------

【貸借対照表に関する注記】

1. 有形固定資産の減価償却累計額

建	物	1,076,994千円							
構	築	物	61,624千円						
機	械	及	び	装	置	29,550千円			
車	両	運	搬	具	5,068千円				
工	具	、	器	具	及	び	備	品	722,243千円
合		計	1,895,481千円						

2. 関係会社に対する金銭債権債務（区分掲記したものを除く）

短期金銭債権	2,251千円
短期金銭債務	83,608千円

【損益計算書に関する注記】

関係会社との取引高

営業取引による取引高										
売	上	高	45,776千円							
仕	入	高	479,429千円							
販	売	費	及	び	一	般	管	理	費	31,227千円
営業取引以外の取引高	206,879千円									

【株主資本等変動計算書に関する注記】

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	254,854	108,500	13,500	349,854

- (注) 1. 普通株式の自己株式の増加108,500株は、従持信託による自己株式の取得によるものであります。
2. 普通株式の自己株式の減少13,500株は、従持信託から電算システム従業員持株会への売却によるものであります。
3. 当事業年度末の普通株式の自己株式の株式数には、従持信託が保有する95,000株が含まれております。

【税効果会計に関する注記】

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

土地	34,971千円
ソフトウェア	656千円
投資有価証券	7,189千円
未払賞与	18,574千円
未払事業税	12,555千円
役員退職慰労引当金	37,802千円
その他	21,527千円
繰延税金資産小計	133,277千円
評価性引当額	△69,942千円
繰延税金資産合計	63,335千円

繰延税金負債

建物(資産除去債務)	△1,319千円
その他有価証券評価差額金	△83,383千円
繰延税金負債合計	△84,703千円
繰延税金資産の純額	△21,367千円

【1株当たり情報に関する注記】

1株当たり純資産額	794円77銭
1株当たり当期純利益	62円72銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年2月10日

株式会社電算システム
取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 松井夏樹 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 古田博 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社電算システムの平成27年1月1日から平成27年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社電算システム及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年2月10日

株式会社電算システム
取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 松井夏樹 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 古田博 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社電算システムの平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第49期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第49期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査の計画及び職務の分担等に従い、取締役、業務監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会、執行役員会、本部長会議、事業戦略会議及びコンプライアンス委員会等の重要な会議に出席し、取締役、執行役員、事業部長及び使用人等からその職務の執行状況の報告を受け、必要に応じて説明を求めたほか、稟議書及び同書等の重要な決裁書類を閲覧し、岐阜本社、テクノセンター及び東京本社における事業部の業務の状況を監査いたしました。

また、子会社については、子会社の取締役及び使用人と意思疎通及び情報交換を図るとともに、毎月提出される月次資料を調査するほか、取締役会に出席し、取締役から職務の執行状況について報告を受けました。

事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。また、財務報告に係る内部統制については、会計監査人及び業務監査室から、当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年2月15日

株式会社電算システム 監査役会

常勤監査役 澤 邊 茂 美 ㊟

社外監査役 富 坂 博 ㊟

社外監査役 野 田 勇 司 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の最重要課題の一つとして認識しており、中長期的な企業価値の増大が利益還元の最大の源泉になるものと考えております。

当事業年度の期末配当につきましては、普通株式1株につき12円とさせていただきますと存じます。これにより、当事業年度の年間配当金は、先に実施しました中間配当金11円を含め、1株につき23円となります。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金12円

なお、この場合の配当総額は、117,344,952円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年3月28日

2. 剰余金の処分に関する事項

剰余金の処分につきましては、経営の健全な発展を期し、今後の経営環境を勘案して財務体質の強化を図るため、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金	200,000,000円
-------	--------------

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金	200,000,000円
---------	--------------

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号。以下、本議案において「改正会社法」といいます。）により、新たな機関設計として監査等委員会設置会社への移行が可能となりました。当社は、取締役会の監査・監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンス体制の一層の充実を図り、経営の透明性と効率化を高めることを目的として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたしたく、定款の一部を変更するものであります。

また、改正会社法により、責任限定契約を締結できる役員等の範囲が変更されたことに伴い、今後も継続的に取締役として有用な人材の招聘を行うことを目的として、業務執行を行わない取締役との間で責任限定契約を締結することができるよう、現行定款第29条の一部を変更するものであります。なお、この定款変更につきましては、監査役全員の同意を得ております。

このほか、事業活動の多様化及び今後の事業展開に備えるため、現行定款第2条（目的）の事業目的の文言を追加するものであります。

その他、上記条文の新設、変更及び削除に伴う条数の変更、字句の修正その他所要の変更を行うものであります。

なお、本定款変更は本総会終結の時をもって効力が生じるものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)
(目 的)	(目 的)
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
① 各種情報処理の受託及び提供業務	① 各種情報処理の受託及びサービスの提供
② 各種ソフトウェアの開発及び販売業務	② <u>コンピュータの各種ソフトウェアに関する企画開発・設計並びにその販売・賃貸及び保守サービス</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>③ <u>コンピュータシステム及び関連機器・用品の販売業務</u></p> <p>(新 設)</p> <p>④ <u>コンピュータシステムの運営・管理受託業務</u></p> <p>⑤ <u>コンピュータシステムに関する設計・技術要員の派遣業務</u> (新 設)</p> <p>⑥ <u>収納事務の受託代行業務</u></p> <p>⑦ <u>コンビニエンスストアでの料金支払及び郵便振替の利用に関する決済処理業務</u></p> <p>⑧ <u>電子マネーの利用に関する決済処理業務</u></p> <p>⑨ <u>デビットカード及びクレジットカードの利用に関する決済処理業務</u></p> <p>⑩ <u>資金移動に関する業務</u></p> <p>⑪ <u>各種電気通信設備、電子設備、電気設備及びこれらの付帯設備工事設計、請負、施工及び監理業務</u></p> <p>⑫ <u>前各号に関連するコンサルティング業務</u></p> <p>⑬ <u>前各号に関連する一切の業務</u></p>	<p>③ <u>コンピュータ並びにこれに関連して使用される周辺機器、付属品、消耗品等の販売及び保守サービス並びに賃貸</u></p> <p>④ <u>通信ネットワークを利用して提供するコンピュータサービスに関する企画開発・設計並びにその運営サービス</u></p> <p>⑤ <u>コンピュータシステムの運営・管理サービス</u></p> <p>⑥ <u>労働者派遣事業法に基づく労働者派遣</u></p> <p>⑦ <u>電気通信事業法に基づく各種電気通信設備、電子設備、電気設備及びこれらの付帯設備工事設計、請負、施工及び監理</u></p> <p>⑧ <u>収納事務の受託代行サービス</u></p> <p>⑨ <u>コンビニエンスストア等での料金支払及びゆうちょ振替等の利用に関する決済サービス</u></p> <p>⑩ <u>電子マネーの利用に関する決済サービス</u></p> <p>⑪ <u>デビットカード及びクレジットカードの利用に関する決済サービス</u></p> <p>⑫ <u>資金決済に関する法律に基づく資金移動に関するサービス</u> (削 除)</p> <p>⑬ <u>前各号に付帯又は関連する調査、研究、技術開発及びコンサルティング</u></p> <p>⑭ <u>前各号に付帯又は関連する一切の業務</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第3条 (条文省略)</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>① 取締役会 ② 監査役 ③ 監査役会 ④ 会計監査人</p> <p>第5条～第18条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、10名以内とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>第3条 (現行どおり)</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>① 取締役会 ② 監査等委員会 (削 除) ③ 会計監査人</p> <p>第5条～第18条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の<u>監査等委員である取締役を除く</u>取締役は、10名以内とする。</p> <p><u>2 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。</u></p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="363 519 788 613"><u>2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p data-bbox="529 649 622 680">(新 設)</p> <p data-bbox="363 851 788 945">(代表取締役及び役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p data-bbox="363 1016 788 1142">2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長を各1名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p data-bbox="363 1249 612 1281">第23条 (条文省略)</p> <p data-bbox="363 1317 788 1509">(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p data-bbox="363 1518 788 1644">2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p data-bbox="363 1680 612 1711">第25条 (条文省略)</p>	<p data-bbox="820 519 1244 645">2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p data-bbox="820 654 1244 810">3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p data-bbox="820 851 1244 1008">(代表取締役及び役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から、代表取締役を選定する。</p> <p data-bbox="820 1016 1244 1209">2 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から、取締役会長、取締役社長を各1名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p data-bbox="820 1249 1069 1281">第23条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="820 1317 1244 1509">(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p data-bbox="820 1518 1244 1612">2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p data-bbox="820 1680 1069 1711">第25条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(取締役会の議事録) 第26条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印する。</p> <p>第27条 (条文省略)</p> <p>(報酬等) 第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除) 第29条 当会社は、社外取締役との間に、その責任について5百万円以上で予め定める額又は法令の定める額のいずれか高い額を限度とする契約(会社法第427条第1項の規定に基づく契約)を締結することができる。</p>	<p style="text-align: center;">(重要な業務執行の委任)</p> <p>第26条 当会社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役会の議事録) 第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役は、これに署名もしくは記名押印又は電子署名する。</p> <p>第28条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等) 第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役を除く取締役と監査等委員である取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除) 第30条 当会社は、<u>取締役(業務執行取締役又は支配人その他の使用人であるものを除く。)</u>との間に、その責任について5百万円以上で予め定める額又は法令の定める額のいずれか高い額を限度とする契約(会社法第427条第1項の規定に基づく契約)を締結することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p align="center"><u>第5章 監査役及び監査役会</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役の員数)</u></p>	
<p><u>第30条 当会社の監査役は、5名以内とする。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役の選任方法)</u></p>	
<p><u>第31条 監査役は、株主総会において選任する。</u></p>	(削 除)
<p><u>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役の任期)</u></p>	
<p><u>第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>	(削 除)
<p><u>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	(削 除)
<p><u>(常勤の監査役)</u></p>	
<p><u>第33条 監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p>	
<p><u>第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>	(削 除)
<p><u>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(監査役会の決議方法)</u> <u>第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役会の議事録)</u> <u>第36条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印する。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役会規程)</u> <u>第37条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	(削 除)
<p><u>(報酬等)</u> <u>第38条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役の責任軽減)</u> <u>第39条 当会社は、社外監査役との間に、その責任について5百万円以上で予め定める額又は法令の定める額のいずれか高い額を限度とする契約(会社法第427条第1項の規定に基づく契約)を締結することができる。</u></p>	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p align="center"><u>第5章 監査等委員会</u></p>
(新 設)	<p>(<u>監査等委員会の招集通知</u>) <u>第31条 監査等委員会の招集通知は、</u> <u>会日の3日前までに各監査等委員に</u> <u>対して発する。ただし、緊急の必要</u> <u>があるときは、この期間を短縮する</u> <u>ことができる。</u></p>
(新 設)	<p><u>2 監査等委員全員の同意があるとき</u> <u>は、招集の手続きを経ないで監査等</u> <u>委員会を開催することができる。</u></p>
(新 設)	<p>(<u>常勤の監査等委員</u>) <u>第32条 監査等委員会は、その決議に</u> <u>よって常勤の監査等委員を選定する</u> <u>ことができる。</u></p>
(新 設)	<p>(<u>監査等委員会規則</u>) <u>第33条 監査等委員会に関する事項に</u> <u>ついては、法令又は本定款のほか、</u> <u>監査等委員会において定める監査等</u> <u>委員会規則による。</u></p>
第40条～第45条（条文省略）	第34条～第39条（現行どおり）

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、本総会終結の時をもって監査等委員会設置会社へ移行しますとともに、取締役全員（9名）が本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力発生を条件として、効力が生じるものいたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	みやちまさなお 宮地正直 (昭和15年5月28日生)	昭和42年3月 当社入社 昭和50年2月 当社取締役 昭和54年2月 当社常務取締役 昭和60年3月 当社専務取締役 昭和62年3月 当社代表取締役社長 平成22年3月 当社代表取締役社長執行役員 平成23年4月 当社代表取締役会長執行役員 C E O (現任)	414,070株
2	たなかやすのり 田中靖哲 (昭和28年6月21日生)	昭和54年3月 当社入社 平成9年3月 当社取締役 平成17年3月 当社常務取締役 平成21年1月 当社ITソリューション事業 本部長兼システムサービス事 業部長 平成21年3月 当社専務取締役 平成22年1月 当社ITソリューション事業 本部長 平成22年3月 当社専務取締役執行役員 平成23年4月 当社代表取締役社長執行役員 C O O (現任)	50,700株
3	こばやしりょうじ 小林領司 (昭和33年8月23日生)	昭和56年3月 当社入社 平成17年3月 当社取締役 平成21年1月 当社ECソリューション事業 本部長 平成22年3月 当社取締役執行役員 平成23年4月 当社常務取締役執行役員 平成26年1月 当社IDソリューション事業 本部長 (現任) 平成26年3月 当社専務取締役執行役員 (現 任)	44,300株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
4	まつ うら よう じ 松 浦 陽 司 (昭和29年1月6日生)	昭和51年4月 株式会社十六銀行入行 平成25年1月 同行常務取締役退任 平成25年1月 当社入社 当社E Cソリューション事業 本部付 平成26年1月 当社E Cソリューション事業 本部長代行 平成26年3月 当社常務取締役執行役員 当社E Cソリューション事業 本部長 (現任) 平成27年3月 当社専務取締役執行役員 (現 任)	2,100株
5	すぎ やま まさ ひろ 杉 山 正 裕 (昭和31年1月11日生)	昭和53年4月 株式会社富士通入社 昭和58年3月 同社退社 昭和58年4月 岐阜商工信用組合入組 平成20年6月 同組合理事長退任 平成22年4月 当社入社 当社I Tソリューション事業 本部長補佐兼名古屋支社長 平成23年4月 当社執行役員 当社I Tソリューション事業 本部長兼名古屋支社長 (現 任) 平成26年3月 当社取締役執行役員 平成27年3月 当社常務取締役執行役員 (現 任)	2,400株
6	か とう とおる 加 藤 徹 (昭和28年8月6日生)	昭和57年9月 NECトータルインテグレー ションサービス株式会社入社 平成19年9月 同社退社 平成19年10月 当社入社 平成21年1月 当社I Dソリューション事業 本部データアドバンス事業部 長 平成22年4月 当社執行役員 平成24年1月 当社E Cソリューション事業 本部決済イノベーション事業 部長 (現任) 平成24年3月 当社取締役執行役員 (現任)	5,200株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
7	め ぐろ ひろ ゆき 目 黒 洋 之 (昭和27年4月23日生)	昭和50年4月 三井石油化学工業株式会社 (現三井化学株式会社) 入社 平成25年6月 同社退社 平成25年7月 当社入社 当社 I S ソリューション事業 本部長代行 平成26年3月 当社取締役執行役員 (現任) 当社 I S ソリューション事業 本部長 (現任)	1,400株
8	ご とう はる と 後 藤 治 人 (昭和30年9月22日生)	昭和55年3月 当社入社 平成21年1月 当社 I T ソリューション事業 本部カスタマーサービス事業 部長 平成21年4月 当社執行役員 平成24年1月 当社 I D ソリューション事業 本部データアドバンス事業部 長 (現任) 平成26年3月 当社取締役執行役員 (現任)	8,400株

(注) 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、本総会終結の時をもって監査等委員会設置会社へ移行しますとともに、監査役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力発生を条件として、効力が生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
※1	富坂博 (昭和16年10月8日生)	昭和45年4月 弁護士登録 第一東京弁護士会入会 昭和48年6月 富坂法律事務所代表（現任） 平成19年3月 当社監査役（現任）	一株
※2	野田勇司 (昭和25年4月12日生)	昭和48年3月 ピート・マーウィック・ミツ チエル会計士事務所入所 昭和50年9月 監査法人丸の内会計事務所 （現・有限責任監査法人トーマツ）入所 昭和56年10月 野田公認会計士事務所代表 （現任） 昭和60年12月 株式会社ホロニックコンサル ティング設立代表取締役社長 （現任） 平成2年7月 監査法人A&Aパートナーズ 設立 パートナー（現任） 平成19年3月 当社監査役（現任）	一株
※3	盆子原誠治 (昭和35年7月5日生)	昭和60年4月 富士通株式会社入社 平成21年6月 同社神奈川支社長 平成25年4月 同社中部営業本部長兼東海支 社長 平成26年3月 当社取締役（現任） 平成26年4月 富士通株式会社西日本営業本 部副本部長兼東海支社長 平成27年4月 同社執行役員 国内営業部門 公共・地域営業グループ 西 日本営業本部長 平成27年10月 同社執行役員 営業部門公共・ 地域営業グループ 西日本営 業本部長（現任）	一株

- (注)
1. ※印は、新任の監査等委員である取締役候補者であります。
 2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 3. 富坂博、野田勇司、盆子原誠治の3氏は、社外取締役候補者であります。
 4. 社外取締役候補者の選任理由等は、次のとおりであります。
 - ①富坂博氏は、これまで、直接会社経営に関与された経験はありませんが、長年弁護士として培われた法律知識を当社の経営全般に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
なお、同氏は現在当社の社外監査役であり、社外監査役としての在任期間は本総会の終結の時をもって9年となります。
 - ②野田勇司氏は、長年公認会計士として培われた会計・財務・税務等の知識を当社の経営全般に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
なお、同氏は現在当社の社外監査役であり、社外監査役としての在任期間は本総会の終結の時をもって9年となります。
 - ③盆子原誠治氏は、IT業界での豊富な経験と幅広い見識を有されていることから、当社の経営を監督していただくとともに、経営全般に有益な助言を頂戴できるものと認識し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
なお、同氏は現在当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は本総会の終結の時をもって2年となります。
 5. 当社は、富坂博氏及び野田勇司氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。両氏の選任が承認され就任した場合には、改めて両氏を独立役員である社外取締役として両取引所に届け出る予定であります。
 6. 富坂博、野田勇司、盆子原誠治の3氏の選任が承認された場合には、当社は3氏との間で会社法第427条第1項及び当社定款規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。
当該契約の概要は、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金5百万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として損害賠償を負担するものとなっております。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件

当社の取締役の報酬等の額は、平成15年3月24日開催の第36期定時株主総会において、年額200百万円以内（使用人兼務取締役の報酬を除く。）と決議いただいておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、本総会終結の時をもって監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、「年額300百万円以内」と定めることとさせていただきますと存じます。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は8名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力発生を条件として、効力が生じるものといたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、本総会終結の時をもって監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、「年額30百万円以内」と定めることとさせていただきますと存じます。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力発生を条件として、効力が生じるものといたします。

第7号議案 退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

本総会の終結の時をもって退任される監査役澤邊茂美氏に対し、その在任中の功労に報いるため、当社の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈したいと存じます。

なお、退任監査役に対する退職慰労金の具体的金額、贈呈の時期、方法等につきましては、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員である取締役の協議にご一任したいと存じます。

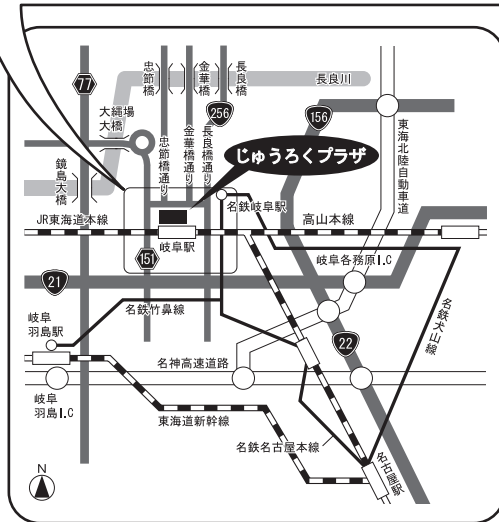
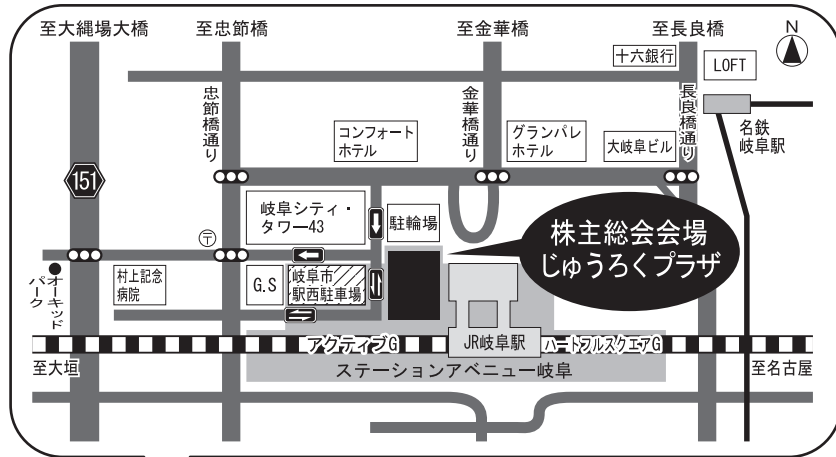
退任監査役の略歴は次のとおりであります。

氏 名	略 歴
さわ べ しげ み 澤 邊 茂 美	平成18年3月 当社常勤監査役（現任）

以 上

株主総会会場ご案内図

〈会場〉 じゅうろくプラザ 2階 ホール
 岐阜県岐阜市橋本町一丁目10番地11
 TEL. <058>262-0150(代)



[交通機関のご案内]

- JR岐阜駅より……………徒歩／約2分
- JR岐阜各務原I.C.より約10km ……車／約15分
- 名鉄岐阜駅より……………徒歩／約7分
- 岐阜羽島I.C.より約15km ……車／約20分

[駐車場のご案内]

- 有料駐車場 58台収容
- 有料岐阜市駅西駐車場 (会場となり)